

PTA総合保険のご案内

令和4年6月

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

© 2016 Sampo Japan Nipponkoa Insurance Inc. All Rights Reserved.

事故発生時は

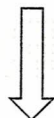
損害保険ジャパン(株)代理店(有)アクセスエージェンシー

担当:千葉哲司さん まで連絡をしてください。

〒182-0035 調布市上石原 2-24-12

代表:042-490-6902

携帯:090-6135-4466



その後、PTA会長 大谷 090-2633-4910 までご連絡下さい

*令和4年度の保険期間は、令和4年7月1日～令和5年7月1日になります

調布市立第八中学校PTA 御中

令和4年6月吉日

損害保険ジャパン株式会社代理店
有限会社アクセスエージェンシー
担当 千葉 哲司

PTA総合保険のご案内 (PTA団体傷害保険、PTA賠償責任保険)

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

弊社業務に関しましては、平素より格別のご高配を賜り、誠に有難く、厚く御礼申し上げます。

さて、貴PTAにおかれましては、家庭、学校との連携のもとに、青少年の生活指導や生活環境の改善等のため、各種のスポーツ・レクリエーションや野外活動行事等を実施しておられることと存じます。

これら各種の行事を実施される際には、事故防止について十分にご配慮のことと存じますが、万全の注意を払っても、万一の事故を考えないわけにはまいりません。

そこで、このような不測の事故に対する備えとして、「PTA総合保険」の概要をご案内申し上げますので、何とぞご高覧のうえ、ご採用賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、貴PTAの益々のご繁栄を心よりお祈り申し上げます。

敬 具

© 2016 Sampo Japan Nipponkoa Insurance Inc. All Rights Reserved.

1

■ PTA団体傷害保険の内容

1. 本保険のご契約者

貴PTAになります。

(PTA組織の一部加入やPTA会員の個別加入はできません。)

2. 被保険者(保険の対象となる方)

本保険の対象となる方は次のとおりです。

- (1) PTA会員(※1)
- (2) PTAの属する学校・保育所に在籍する児童・生徒
- (3) PTA会員の同居の親族
- (4) PTA行事への参加が事前にPTAにより認められている方(※2)
- (※1) 父母会員および教師会員をいいます。
- (※2) PTA行事に参加するボランティア等をいいます。

3. 保険金をお支払いする場合

被保険者が次に掲げる間に、急激かつ偶然な外来の事故により被ったケガ(※1)に対して保険金をお支払いします(ただし、日本国内における事故に起因するものにかぎります。)

- (1) 被保険者がPTA会員の所属するPTAの管理下(※2)においてPTA行事に参加している間
- (2) 被保険者がPTA行事(※3)に参加するためPTAが指定する集合、解散場所と被保険者の自宅との通常の経路の往復中
- (※1) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入・吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます(細菌性食中毒、ウイルス性食中毒も含みます。)
- (※2) PTAの管理下とは、PTAの指揮、監督および指導下をいいます。
- (※3) PTA行事とは、PTAが企画、立案し、主催または共催する行事でPTA総会、運営委員会などPTA会則(いかなる名称であるかを問いません。)に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。
- (注) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法の定めるところにより給付対象になりうるべき傷害事故の場合は、この保険の対象となりませんのでご注意ください。

■ PTA団体傷害保険の内容

4. お支払いする保険金の種類

- (1) 死亡保険金……………事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。
- (2) 後遺障害保険金……………事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。
- (3) 入院保険金……………事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき入院保険金日額をお支払いします。
- (4) 手術保険金……………事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合に、入院中に受けた手術については入院保険金日額の10倍、外来で受けた手術については入院保険金日額の5倍をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎりません。なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、「入院中に受けた手術の場合」の手術保険金をお支払いします。
- ① 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術(※1)
 - ② 先進医療に該当する手術(※2)
- (※1) 以下の手術は対象となりません。
- 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術
- (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎりません。

■ PTA団体傷害保険の内容

- (5) 通院保険金……………事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

(注)これらの保険金は、労災保険・健康保険・生命保険・加害者からの賠償金等とは関係なくお支払いします。

5. 保険金をお支払いできない主な場合

- (1) 次の理由により生じたケガに対しては保険金をお支払いしません。
- ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
 - ② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為
 - ③ 無免許運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転
 - ④ 脳疾患、疾病または心神喪失
 - ⑤ 戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるもの
 - ⑥ 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないもの
 - ⑦ 地震・噴火または津波による事故

など

■ PTA賠償責任保険の内容

PTAは、児童、生徒の健全な成長をはかるために、スポーツ行事や文化行事を主催しますが、その際生じた事故によりPTAまたはPTAの児童、生徒等が法律上の賠償責任を負う場合、それによって被る損害に対して保険金をお支払いする保険です。

1. 本保険のご契約者

貴PTAになります。

(PTA組織の一部加入やPTA会員の個別加入はできません。)

2. 被保険者(保険の対象となる方)

本保険の対象となる方は次のとおりです。

(1)PTAが負担する賠償責任については・・・

貴PTA

(2)児童、生徒等が負担する賠償責任については・・・

- ・貴PTAの児童・生徒
- ・貴PTAの児童・生徒の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって貴PTAの児童・生徒を監督するもの(貴PTAの児童・生徒の親族にかぎります。)

3. 保険金をお支払いする場合

(1)PTA管理者が負担する賠償責任

PTA活動遂行中に発生した次の①または②の事故につき、貴PTAが法律上の賠償責任を負担する場合に保険金をお支払いします。

①PTA活動遂行中、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりした場合(PTA活動危険)

＜事故例＞・水泳大会を開催中、児童が死亡し監督上の責任を問われた。

・映画会を主催したところ、入場者多数のため将棋倒しとなりケガ人がでた。

■ PTA賠償責任保険の内容

②貴PTAが学校等第三者から借用したスポーツ用具や教育資材等(受託物)をPTA会員や児童、生徒が壊したり、紛失したり、盗まれたりした場合(受託物危険)

＜事故例＞・学校から借りたバレーボールネットが盗まれた。

(2)児童、生徒等が負担する賠償責任

PTAの児童、生徒が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の賠償責任を負担する場合に、保険金をお支払いします。(児童・生徒賠償危険)

＜事故例＞・PTAの児童が誤って他人の自動車にキズをつけてしまい、児童の親が監督上の責任を問われた。

4. お支払いする保険金の種類

- (1)被害者に支払うべき損害賠償金
- (2)被害者に対する応急手当、その他緊急措置に要した費用
- (3)訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士費用

5. 保険金をお支払いできない主な場合

- (1)保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任
- (2)戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動に起因する賠償責任
- (3)地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任
- (4)被保険者が所有、使用または管理する施設の改築、修理、その他の工事に起因する賠償責任
- (5)自動車、車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任
- (6)飲食物に起因する賠償責任
- (7)被保険者が借用した受託物の欠陥、自然の消耗または性質による破損に起因する賠償責任
- (8)被保険者が借用した受託物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された受託物の破損に起因する賠償責任

など

■ 保険金額と保険料

保険料は、保険金額や会員の世帯数、児童・生徒数によって異なります。
貴PTAへのご提案にあたり、以下のとおりお見積りいたしました。

1. PTA団体傷害保険 298 世帯

保 険 金 額	
死亡・後遺障害	200万円
入院保険金日額	2500円
通院保険金日額	1500円

⇒

年 間 保 険 料	
会員1世帯あたり	95 円
合計	28,310 円

2. PTA賠償責任保険 321 名(児童数)

保 険 金 額		免 責 金 額	
PTA活動危険 対人	1名につき	1億円	1事故につき 対人
	1事故につき	3億円	1事故につき 対物
	1事故につき	1億円	1000円
受託物危険 対物	加害会員1名につき	10万円	1事故につき 対物
	保険期間中限度額	500万円	5,000円
児童・生徒賠償危険 対人・対物共通		1事故につき	円

⇒

年 間 保 険 料	
3,230円 (前年度2,870円との差額の360円除く)	
総額	31,540 円

PTA賠償責任保険については、ご契約時に見込みの児童・生徒数により算出した概算保険料をいただき、
保険期間終了時に年間の平均児童・生徒数により算出した確定保険料との差額を精算します。

© 2016 Sompo Japan Nipponkoa Insurance Inc. All Rights Reserved.

7



SOMPO
ホールディングス

保険の先へ、挑む。